

令和 7 年第 4 回三股町農業委員会総会議事日程

令和 7 年 4 月 2 8 日（月）

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 7 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条の規定による農用地利用集積等促進計画 の取り下げについて
- 日程第 4 報告第 8 号賃貸借契約の合意解約について
- 日程第 5 報告第 9 号使用貸借契約の合意解約について
- 日程第 6 議案第 1 9 号農地法第 2 条 3 項の規定による農地所有適格法人適格要件届出の承認について
- 日程第 7 議案第 2 0 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について
- 日程第 8 議案第 2 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について
- 日程第 9 議案第 2 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について
- 日程第 1 0 議案第 2 3 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について

令和7年第4回三股町農業委員会総会審議結果

日程第6

議案第19号農地法第2条3項の規定による農地所有適格法人適格要件届出の承認について

可決（ 1 ）

日程第7

議案第20号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 6 ）

日程第8

議案第21号農地法第4条の規定による許可申請の承認について

可決（ 1 ）

日程第9

議案第22号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 5 ）

日程第10

議案第23号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について

可決（ 59 ）

令和7年第4回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 4月28日（月曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 4月28日（金曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	小倉 休幸
2 番委員	下石 昭廣
3 番委員	内村 介貞
4 番委員	中石 均
5 番委員	馬渡 芳文
6 番委員	溝口 良信

農地利用最適化推進委員 兒玉 道郎、内田 豊和

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長

事務局 局長補佐

事務局 係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和7年第4回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので、総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の兒玉道郎委員、内田委員が会議に出席し、第3、4ブロック区域についての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に3番委員の内村委員と4番委員の中石委員を指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第7号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の取り下げについて報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第7号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の取り下げについて報告するもので、合計1件1筆797㎡、うち田が1筆797㎡でございます。詳細につきましては、総会資料3頁1番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

ないようですので、次の報告にすすみます。日程第4、報告第8号賃貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第8号賃貸借契約の合意解約について報告するもので、合計17件44筆51,268㎡、うち田が27筆36,293㎡、畑が17筆14,975㎡でございます。詳細につきましては、基盤強化法合意解約に関する総会資料が5頁40番から6頁51番まで、旧基盤強化法・機構法合意解約に関する総会資料が7頁7番から8頁11番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、次の報告にすすみます。日程第 5、報告第 9 号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第9号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計3件7筆8,056㎡、うち田が4筆6,163㎡、畑が3筆1,893㎡でございます。詳細につきましては、基盤強化法に関する総会資料が10頁6番から7番まで、旧基盤強化法・機構法に関する総会資料が11頁3番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、次の議案にすすみます。日程第6、議案第19号農地法第2条3項の規定による農地所有適格法人適格要件届出の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 19 号農地法第 2 条 3 項の規定による農地所有適格法人適格要件届出の承認についてでございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

総会資料 13 頁 1 番をご覧ください。受付番号 1 番、農地法第 2 条第 3 項の規定による農地所有適格法人の届出がありましたので、適格要件の承認について説明いたします。本届出者は、山之口町に事務所を置き、町内に農場を構える「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」になります。当法人は平成 18 年 1 月 4 日に設立され、現在、農地 2 筆 (2a) を所有し、経営面積 2a で養豚を中心とした営農を行っております。これまでの農地は代表である〇〇さんの名義で所有されていましたが、令和 6 年 1 1

月総会でお諮りしたあっせんより法人格で取得されました。本来なら当あっせん以前に農地所有適格法人の要件適格の承認が必要であったのですが、未承認であることが発覚したことから、今回届出書の提出があったものです。農地所有適格法人の要件には、法人要件、事業要件、議決権要件、役員要件の4つがございます。まず、法人要件については、会社法の有限会社で当法人の定款にて株式の譲渡制限の規定を確認しております。次に、事業要件については、農業売上高が肉豚の出荷のみとなっており、主たる事業が農業であると認められます。議決権要件については、「法人の行う農業に常時従事する者」が議決権の過半を占めています。役員要件については、役員は〇〇〇〇〇氏、〇〇〇〇〇氏、〇〇〇〇〇氏の3名であり、いずれも年間の農業従事日数も150日を超えています。以上により、農地所有適格法人のすべての要件を満たしております。以上、ご審議方、よろしくお願いします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第19号農地法第2条3項の規定による農地所有適格法人適格要件届出の承認について受付番号1番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第19号農地法第2条3項の規定による農地所有適格法人適格要件届出の承認の受付番号1番について許可することに決定いたしました。続きまして日程第7、議案第20号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第20号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計6件6筆6,257㎡、うち田が2筆2,066㎡、畑が3筆3,469㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第20号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてご説明いたします。総会資料15頁11番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号11番、受付年月日：令和7年3月24日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字射場迫3823番地4、地目：畑、面積：819㎡です。渡人の要望による所有権移転（売買）です。受人は奥様と2人で申請農地の北側で製

材業を営まれ、当該農地の梅の管理を永年行っており、今回渡人であるいとこの要望により所有権を移転することになりました。引き続き所有されている草刈機で除草作業を行い、梅の収穫を行い自家消費される予定です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（中石 均）

受付番号11番は4月25日に第1ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は樺山地区に住んでおり製材業を営んでおります。申請地には梅の木が植えられており、今までも草刈り等の管理をされており引き続き梅の木の管理と草刈りを続けていきたいとのです。受人と渡人とは従弟関係になり、所有権移転するものです。利用要件、従事要件、調和要件等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号12番、受付年月日：令和7年3月24日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：長田字長原5102-16、地目：畑、合計面積：1,595㎡です。渡人の農業廃止による所有権移転（売買）です。受人は奥様と2人で20年農業に従事され、水稻を中心に25,811㎡を耕作され、農機具はトラクター、田植機を各1台所有されています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号12番は4月24日に第3ブロック委員3名で現場確認調査をいたしま

した。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は大野地区にすんでおり、水稻と果樹を中心に農業経営を行っております。農地は全て耕作されており、機械能力もあります。農作業に従事する家族は2名です。申請地は竹林の様な状態になっておりましたが、受人が竹を伐採し来春に栗を植える予定です。状況から見ても効率的に利用出来ると見込まれます。農地の拡大を図るため、所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題ないものと判断し、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号13番、受付年月日：令和7年4月8日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：餅原字中村1257、地目：一部畑、面積：900㎡です。渡人の要望による所有権移転（売買）となっております。受人は奥様と2人で20年農業に従事し、お母さま所有の農地に甘藷を中心に180㎡を耕作され、農機具はトラクター、耕運機を各1台所有されています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、通作距離などをみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地最適化推進委員（内田 豊和）

受付番号13番は4月25日に第4ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は餅原地区に住んでいて団体役員をしております。今回農地を取得する事で甘藷を耕作予定しており、機械能力もあり状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。今回所有権移転をするもので利用要件、従事要件、調和要件など特に問題ないものと判断し、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号14番、受付年月日：令和7年4月10日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：餅原字下原672-1、地目：畑、面積：1,055 m²です。渡人の労働力不足による所有権移転（売買）となります。受人はお父様と2人で、お父様所有の農地で甘藷を中心に905 m²を耕作され、農機具は耕運機、田植機、軽トラ各1台を所有されています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、通作距離をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地最適化推進委員（内田 豊和）

受付番号14番は4月25日に第4ブロック委員3名で現場確認調査を行いました。場所については航空写真をご覧ください。受人は現在会社員をしており、農地は山崎健太郎氏が耕作しております。将来は父親と甘藷を作付けする予定です。機械能力もあり状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。今回所有権移転をするもので利用要件、従事要件、調和要件など特に問題ないものと判断し、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号15番、受付年月日：令和7年4月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字山野牟田2486-1、地目：田、面積：1,067 m²です。この後説明しますNo.16との所有権移転（交換）となっております。受人は、奥様とお子さんの3人で70年農業に従事され、水稻を中心に16,777 m²を耕作され、農機具は耕運機、田植機、コンバイン各1台を所有されています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地最適化推進委員（内田 豊和）

受付番号 15 番と 16 番は同じ所有権移転ですので、一緒にご報告いたします。4 月 25 日に第 4 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。場所については航空写真をご覧ください。今回、荒武廣氏の農地の賃貸借を結ぶ上で発達したもので、お互いの場所を管理していたが、これまでの手入れ状況も含んでの農地の交換という事になります。今回、所有権移転するにあたり、利用要件、従事要件、調和要件など特に問題ないものと判断し、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 16 番、受付年月日：令和 7 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字山野牟田 2485-3、地目：田、面積：999 m²です。先に説明しました No.15 との所有権移転（交換）となっております。受人は、奥様と 2 人で 40 年農業に従事され、水稻を中心に 3,576 m²を耕作され、農機具はトラクター、田植機、コンバイン各 1 台を所有されています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

No. 16 番につきましては先ほど担当委員がありましたので省略したいと思います。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 20 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について受付番号 11 番から 16 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 20 号農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 1 番から 16 番について許可することに決定いたしました。続きまして日程第 8、議案第 21 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 21 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 1 件 1 筆 84 m²、畑が 1 筆 84 m²でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第 21 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料 18 頁 2 番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号 2 番、受付年月日：令和 7 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字加世原 4611 番 1、登記地目：畑、現況地目：宅地、面積：84 m²です。転用目的は住人による一般住宅の敷地拡張で申請により始末書が提出されております。申請理由としましては、誤って農地法の許可を得ずに住宅の敷地として利用、今回是正するため申請されたものです。尚、申請地につきましては準工業地域にある農地で農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村 介貞）

受付番号 2 番は 4 月 25 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真を御覧下さい。申請者は後の五条申請にて売却する土地の調査を行ったところ、宅地として利用していた申請地が畑である事が判明し、是正申請するものです。宅地の一部として利用している為、始末書の提出もされております。特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 21 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 2 番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第21号農地法第4条の規定による許可申請の受付番号2番について許可することに決定いたしました。続きまして日程第9、議案第22号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第22号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計5件5筆3,086㎡、田が1筆1,019㎡、畑が4筆2,067㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第22号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料20頁14番から21頁18番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号14番、受付年月日：令和7年4月10日、受人：吉原建設株式会社 代表取締役 ○○○○○、渡人：○○○○○、申請地：蓼池字加世原6411番4、登記地目：畑、面積：491㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は貸駐車場、資金計画は自己資金となっております。こちらの農地につきましては準工業地域にある農地で農地法施行規則第44条第3号により第3種に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村 介貞）

受付番号14番は4月25日に第4ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真を御覧下さい。受人は隣接してある○○○○○○○○○○○（有料老人ホーム）やグループホーム○○○○○の経営をしており、駐車場が不足した為、申請地を駐車場として利用するものです。周囲にはブロック塀を設置し、雨水は敷地に砂利を敷き、地下浸透させるもので、特に問題等も無い為許可相当判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 15 番、受付年月日：令和 7 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：樺山字榎堀 4604 番 2、地目：畑、面積：1,062 m²です。こちらは売買による所有権移転です。転用目的は宅地分譲 3 区画と通路敷地、資金計画は自己資金となっております。こちらの農地は第一種低層住宅専用区域にある農地で、農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉 休幸）

受付番号 15 番は 4 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真を御覧下さい。受人は建設業を営んでおりますが、新たに分譲住宅を建設する予定であります。現在 1,000 m²を超える土地の為、開発行為を申請中です。雨水については東側道路側溝へ接続、汚水については公共下水道へ接続する計画の為、特に問題がないことから許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 16 番、受付年月日：令和 7 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 代表取締役 〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字村ノ前 1431 番 1、地目：田、面積：1,019 m²です。売買による所有権移転です。転用目的は共同住宅 1 棟、資金計画は自己資金となっております。こちらの農地につきましては農地法第 4 条第 6 項第 2 号により第 2 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村 介貞）

受付番号 16 番は 4 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧下さい。受人は周囲にも共同住宅を経営されてお

り、申請地に二階建ての共同住宅を建設するものです。周囲にはブロック塀を設置し、生活排水、汚水については合併浄化槽で処理後に南側水路に放流、雨水も集水桝を設置し、集水後に北側道路の側溝と南側水路へと放流するため特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 17 番、受付年月日：令和 7 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字南原 3619 番 64、地目：畑、面積：231 m²です。贈与による所有者移転です。転用目的は一般住宅 1 棟、資金計画は借入となっております。こちらの農地は第一種低層住宅専用区域にある農地で、農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村 介貞）

受付番号 17 番は 4 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請人は現在、夫婦別々で生活していますが、生活上手狭になってきたことと、将来に向けて新居を父親名義の農地に建設するものです。汚水、生活排水については合併浄化槽を経由して町道側溝へ、雨水は、地下浸透及び雨樋を経由して同じく町道側溝に放流するもので特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 18 番、受付年月日：令和 7 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：樺山字下沖 5224 番 1、地目：畑、現状地目：雑種地、面積：283 m²です。こちらは売買による所有者移転です。転用目的は、倉庫・通路に

なります。資金計画は借入となっております。こちらの農地は第一種低層住宅専用区域にある農地で、農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉 休幸）

受付番号 18 番は 4 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲渡人は現在東京都在住で申請地の管理が出来ない状態でありました。今回、北隣に居住している受人が電気工事業を営んでおり、倉庫等の建設地を探していた所、譲渡人が管理出来ないため譲渡してもよいとの事で双方の話がまとまり、今回倉庫等の建築するものであります。雨水については集水後、新設排水管を経由し既設側溝へ放流するため特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第 22 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 14 番から 18 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 22 号農地法第 5 条の規定による許可申請の受付番号 14 番から 18 番を承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 10、議案第 23 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 23 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定についてでございます。所有権移転につきまして合計 2 件 6 筆 4,538 ㎡、うち田が 4 筆 2,662 ㎡、畑が 2 筆 1,876 ㎡でございます。利用権設定につきまして合計 57 件 123 筆 130,998 ㎡、うち田が 110 筆 113,426 ㎡、畑が 13 筆 17,572 ㎡でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは、農地中間管理機構による所有権移転各筆明細は総会資料 2 3 頁 1 番から 2 番までとなっております。利用権設定各筆明細は総会資料 2 4 頁 1 5 2 番から 3 5 頁 2 0 8 番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 1 8 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の総会資料 2 3 頁 1 番から 2 番と総会資料 2 4 頁 1 5 2 番から 3 5 頁 2 0 8 番について意見決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 2 3 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については意見決定することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。4 月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第 4 回三股町農業委員会総会を終了いたします

閉 会 10 時